

○鹿児島県警察における自動車等運転免許事務の取扱いに関する訓令

昭和42.5.4 鹿児島県警察本部訓令8

改正 前略…平成29.3訓令1

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づいて行う自動車及び一般原動機付自転車の運転免許（以下「運転免許」という。）事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(運転免許事務の処理)

第2条 交通部免許管理課長（以下「免許管理課長」という。）、免許試験課長（以下「試験課長」という。）、警察署長及び免許事務を取り扱う幹部派出所の長は、運転免許の申請、運転免許証又は免許情報記録の更新、運転免許証の再交付の申請又は記載事項の変更の届出及び運転免許の限定解除の申請を受理したときは、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35総理府令第60号）その他の運転免許事務処理に関する規程で定めるところにより、迅速かつ適正に処理しなければならない。

(臨時適性検査該当者の報告)

第3条 警察署長は、運転免許を受けた者で、法第102条第4項若しくは第5項又は第107条の4第1項に規定する臨時適性検査を行う必要があると認める者があるときは、速やかにその事実を臨時適性検査該当者報告書（別記第1号様式）により本部長に報告しなければならない。

(運転免許事務の処理状況報告)

第4条 免許管理課長、試験課長及び警察署長は運転免許事務処理の状況を月報として、運転免許の処理状況等報告書（別記第2号様式）により翌月10日までに本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和42年5月4日から施行する。
- 2 鹿児島県警察における自動車等運転免許事務の取扱いに関する訓令（昭和38年鹿児島県警察本部訓令第19号）は、廃止する。

附 則 （昭和42.11.12訓令21）

この訓令は、昭和42年11月12日から施行し、昭和42年10月1日から適用する。

附 則 （昭和44.1.27訓令3）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 （昭和47.8.24訓令25）

この訓令は、昭和47年8月24日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 （昭和53.1.26訓令3）

この訓令は、昭和53年1月26日から施行する。

附 則 （昭和54.8.16訓令9）

この訓令は、昭和54年8月16日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。

附 則 （昭和56.12.9訓令16）

この訓令は、昭和57年1月4日から施行する。

附 則 （昭和60.9.26訓令15）

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 （平成4.8.24訓令18）

この訓令は、平成4年10月1日から施行する。

附 則 （平成6.9.28訓令20）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成8.9.6訓令16）

この訓令は、平成8年9月6日から施行する。

附 則 （平成10.12.21訓令52）

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 （平成19.5.7訓令15）

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 （平成29.3.3訓令1）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 （令和7.3.17訓令5）

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。